

地域自主戦略交付金・沖縄振興一括交付金 (地域自主戦略交付金等)の評価と 平成25年度の制度設計に向けた提言

平成24年7月19日

全国知事会

- I 平成23及び24年度の地域自主戦略交付金等の評価
- II 平成25年度地域自主戦略交付金等の制度設計に向けた提言
 - ① 都道府県分の制度改正等について
 - ② 市町村分の一括交付金化について
 - ③ 経常補助金の一括交付金化について

I 平成23及び24年度の地域自主戦略交付金等の評価

【評価できる点】

1 地域自主戦略交付金等が創設されたことにより、

- (1) 対象事業の範囲内で各省庁の枠にとらわれず、一定のテーマを設定し横断的に事業を選択できるようになったこと

〈平成24年度における各都道府県の主な活用事例〉

①重点テーマを設定し配分

○ 東日本大震災などを踏まえた「防災・災害対策」

- ・災害に強い森林づくりに向けた治山事業
- ・浸水被害防止のための河川改修や用排水路の整備
- ・緊急輸送道路の整備 等

○ 「農林水産業」等の産業再生

- ・農林水産業の産出額増加のため、水利施設の整備 等

○ 「県民の安心・安全」の確保

- ・通勤や通学における歩道の整備・危険箇所の改良 等

○ 「公共インフラ」の機能強化

- ・港の機能強化 等

②一定のルールにより配分

○ 継続事業の執行・完了を最重点に配分

- 完了間近な事業や、早期完成が必要な事業に配分

- (2) 年度途中の環境変化や事業の執行状況に応じ、地方の裁量で所管省庁を超えて流用することが可能となったこと

〈主な活用事例〉

- 入札差金により事業費の圧縮が図られたため、東日本大震災を踏まえた新たな需要に対応。

(主なもの)

- ・交通安全施設整備、橋りょうの耐震補強対策、道路の防災対策

2 平成24年度において、対象事業の拡大など、一定の進化が見られたこと

<p>〈進化した主な内容〉</p> <ul style="list-style-type: none">○ 予算額が拡大 (H23:5,120億円→H24:8,329億円 (沖縄振興一括交付金含む))○ 対象事業が拡大 (H23:9事業→H24:18事業 (都道府県分:16事業))○ 対象事業のメニューが拡充・要件緩和 <p>(例)・「社会資本整備に関する事業」に「区画整理・再開発に係る道路事業」が追加</p> <ul style="list-style-type: none">・「社会資本整備に関する事業・流域下水道事業」の人口要件が緩和 (H23:20万人未満→H24:30万人未満) ○ 省庁間流用の回数が増加 (H23:年1回→H24:年2回)
--

【課題】

1 都道府県の必要とする総額が確保されず、継続事業の実施すら支障を来したこと

<p>〈平成24年度 地域自主戦略交付金の予算額〉</p> <table><tr><td>○既存分</td><td>対前年度比</td><td>.....</td><td>▲5.2%</td></tr><tr><td>○新規・拡充分</td><td>対要求・要望額比</td><td>.....</td><td>▲6.0%程度</td></tr></table>	○既存分	対前年度比	▲5.2%	○新規・拡充分	対要求・要望額比	▲6.0%程度
○既存分	対前年度比	▲5.2%					
○新規・拡充分	対要求・要望額比	▲6.0%程度					

<p>〈継続事業に支障を来した例〉</p> <ul style="list-style-type: none">○債務負担で契約していたため、当該事業以外の工事を遅らせた。○3年間計画の事業について、年度毎の事業量を縮小し事業期間を延伸。
--

2 各都道府県の予算編成に際して、平成23・24年度の配分方法に係る詳細な情報が示されなかったこと

3 事務手続きについて、原則として、従来の個別補助金の手続きを基本としていること (補助金適正化法が適用されていること) や、かつ内閣府及び関係省庁の二重の手続きを要し煩雑となったこと

Ⅱ 平成25年度地域自主戦略交付金等の制度設計に向けた提言

① 都道府県分の制度改正等について

1 総額の確保について

一括交付金化に当たり、地方において対象となる事業が滞りなく執行できるよう、特に以下の点について、強く要望する。

- (1) 各都道府県では、予算額の削減により継続事業の実施にも支障を来していることから、平成24年度対象事業分については、平成24年度予算額と同額以上を確保すること
- (2) 対象事業の拡大に当たっては、拡大に見合った予算額を確保すること
- (3) 地域自主戦略交付金のうち、北海道・奄美・離島分の予算額については、引き続き別枠とし、地方が必要とする予算総額を確実に措置すること
- (4) 地方が必要とする公共事業を着実に実施できるよう、地域自主戦略交付金等のみならず、社会資本整備総合交付金（H24予算：1兆6,578億円）及び農山漁村地域整備交付金（H24予算：299億円）等の公共事業関係の交付金について、平成24年度予算額と同額以上を確保するなど、必要な予算総額を確保すること

【知事会のこれまでの主張】

- ・一括交付金化に当たって、対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保すること（大原則〔H22.4.6〕）
- ・地方が真に必要とする公共事業を着実に実施できるよう、地域自主戦略交付金をはじめ、社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金等の公共事業予算の総額を確実に確保すること（H24予算編成に向けた意見〔H23.10.20〕）



【今年度の結果】

- ・平成24年度国（一般会計）の公共事業関係費（地域自主戦略交付金等を含む）
対前年度比・・・▲3.2%
 - ・平成24年度地方向け国庫補助金（投資関係）対前年度比・・・▲6.6%
 - ・平成24年度地域自主戦略交付金〔既存分〕対前年度比・・・▲5.2%
 - ・ 〃 〔新規・拡充分〕対要求・要望額比・・・▲6.0%^概
 - ・平成24年度社会資本整備総合交付金*対前年度比・・・▲5.5%
 - ・平成24年度農山漁村地域整備交付金*対前年度比・・・▲5.9%
- （*両交付金とも一括交付金への拠出分を含む）
- ・平成24年度交付限度額（一般分：4,050億円）は各都道府県の
継続事業量等見込み額（5,927億円）*を大きく下回る・・・▲31.7%
- （*継続事業量等見込み額5,927億円は、H23実績額の120%上限を加味した額）

2 対象事業の拡大・対象要件について

- (1) 国と地方の役割を整理し、大規模事業など地域毎に偏在性があるものや年度間で大きな変動のあるものを除き、それ以外の事業については、地方の自由裁量が発揮できるよう、地域自主戦略交付金等の対象とすること

具体的には、地域自主戦略交付金等に、社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金の対象事業及び額の相当部分を移管すること（併せて、地域自主戦略交付金等と、社会資本整備総合交付金など既存交付金との対象事業の関係を明確に区分すること）

〔例：重複・曖昧なもの〕

- ・ 地域自主戦略交付金等（農山漁村地域整備分）と農山漁村地域整備交付金との対象事業が運用上重複
（農地整備事業、水利施設整備事業等は、両交付金で事業実施が可能）
- ・ 地域自主戦略交付金等（社会資本整備）と社会資本整備総合交付金との対象事業の区分が不明確
（「大規模構造物の整備」は地域自主戦略交付金等では対象外であるが、「大規模構造物」の定義がなされていないため）

- (2) 本来国の責任において措置すべきもの、特定地域固有に交付されるもの（例：活動火山周辺地域防災営農対策事業など）、大規模地震対策など対策すべき地域に偏在性のあるもの（例：道路及び河川堤防の液状化対策など）は地域自主戦略交付金等の対象とせず、別途財源措置すること

【知事会のこれまでの主張】

- ・地方の自由裁量の拡大に寄与する補助金は対象とすること
(緊急声明 [H23. 1. 18])
- ・地方自治体の自由度がより増加するよう、対象となる投資補助金を拡大するとともに、対象範囲の拡大に見合った予算額を確保すること（新たな投資補助金の算入、既に対象となっている投資補助金の要件の緩和）(H24制度設計に関する意見 [H23. 6. 23])
- ・地域自主戦略交付金と社会資本整備総合交付金など既存交付金との関係を明確化すること（重複の回避、配分方法の整合性など）(H24制度設計に関する意見 [H23. 6. 23])
- ・本来国の責任において措置すべきもの、特定地域に関するもの等は地域自主戦略交付金の対象とせず、別途財源措置すること（H24予算編成に向けた意見 [H23. 10. 20])



【今年度の結果】

- ・今年度の対象事業は、前年度の9事業から16事業（都道府県分）に拡大
- ・このうち5事業は対象事業のメニューが拡充
- ・地域自主戦略交付金等の対象事業である農山漁村地域整備に関する事業内に活動火山周辺地域防災営農対策事業が含まれる

3 運用面の改善について

- (1) 各都道府県の予算編成に支障を来さないよう、平成25年度の制度概要（対象事業とその要件、配分の基本方針等）を早期（遅くとも1月半ばまでに）に示すこと
- (2) 各府省に予算を移し替えることなく、内閣府に一元化すること（これにより、国・地方とも事務負担の軽減が図れるほか、各府省間の流用が随時可能となるなど地方の裁量が拡充）
- (3) 真に地方の自由度の拡大につながるものとするため、地域自主戦略交付金等を補助金適正化法の適用除外とすること
- (4) 事務手続き・提出書類について一層簡素化・共通化を図ること

〔簡素化の例〕

- ・農林水産省に対する事業遂行状況報告書の提出回数を低減（現行は要綱に四半期毎に提出と記載）等

〔共通化の例〕

- ・内閣府への事業実施計画書（分野別の事業一覧）と国土交通省等への交付申請書（地域自主戦略交付金調書）等

- (5) 継続事業など必要な事業について、年度当初（4月1日）からの事業着手を可能とすること

【知事会のこれまでの主張】

- ・一括交付金は補助金適正化法の対象外とすべき（緊急声明〔H23. 1. 18〕）
- ・地方が住民の声に基づき、自らの責任と創意工夫によって、効率的・効果的に事業を実施できるよう、手続きを簡略化するとともに、地方の事後チェックに委ねること（緊急声明〔H23. 1. 18〕）
- ・各府省をまたぐ事業間流用を複数回可能とすること（H24制度設計に関する意見〔H23. 6. 23〕）
- ・各府省に予算を移し替えることなく、内閣府に一元化すること（これにより、国・地方とも事務負担の軽減が図れるほか、各府省の関与の排除や、各府省間の流用が随時可能となるなど）（H24制度設計に関する意見〔H23. 6. 23〕）
- ・事業計画提出から交付決定までの時間を短縮すること
- ・地方の予算編成に支障を来さないよう、平成24年度の制度概要を早急に示すこと（H24制度設計に関する意見〔H23. 6. 23〕）



【今年度の結果】

- ・年度間流用は一部の事業に限定（社会資本整備・農山漁村地域整備・自然環境整備に関する事業のうち予算補助に限定、法律補助は流用不可）
- ・各府省をまたぐ事業間流用は今年度年2回に拡大（6月末と11月中旬）
- ・地域自主戦略交付金等は依然として補助金適正化法の対象（財産処分規定等で地方の裁量が狭められている）
- ・事業計画について、要記載内容が各事業によって統一されていない状態
- ・事業計画（内閣府）と交付申請（各省）の内容が一部重複

4 配分方法について

- (1) 引き続き継続事業の適正な事業量に配慮しつつ、客観的指標による配分の割合をより一層拡大すること
- (2) 客観的指標に基づく配分については、条件不利地域や社会資本整備の遅れている地域等の実情をより一層考慮したものとする
- (3) 配分方法については、予見可能な算定方法とするため、簡素なものとする

【知事会のこれまでの主張】

- ・「恣意性のない客観的指標に基づく配分」を基本とし、条件不利地域だけでなく、社会資本整備の遅れている地域や財政力の弱い地域などにも配慮すること（緊急声明〔H23.1.18〕）
- ・客観的指標に配分を拡大していく方向にあると聞いているが、引き続き継続事業の確保に配慮するとともに各年度において極端な変動が生じないように配慮すること（H24制度設計に関する意見〔H23.6.23〕）
- ・客観的指標による配分については、社会資本整備の遅れた地方の実情を考慮するとともに、財政力の弱い団体により配慮した仕組みとなるよう必要な見直しを行うこと（H24予算編成に向けた意見〔H23.10.20〕）



【今年度の結果】

- ・平成24年度配分割合

	既存分	拡大分
1号算定分（継続事業の事業量等に基づく配分）	8割	9割
2号算定分（客観的指標に基づく配分）	2割	1割
- ・平成24年度の客観的指標に基づく配分
未改良道路延長が客観的指標に追加
財政力に応じた配分割合が増加（H23:11.36%→H24:11.54%）

5 その他

- (1) 地域自主戦略交付金等は、本格的な税財源移譲までの過渡的な措置とするとともに、税財源移譲に向けたスケジュールを示すこと
- (2) 制度設計に当たっては、「国と地方の協議の場」などを活用し、地方の意見を十分に反映すること
- (3) いわゆる「空飛ぶ補助金」のうち、地域振興に関するものなどは、広域的な視点で地域振興に責任を有する都道府県に交付すること

【知事会のこれまでの主張】

- ・一括交付金化によって、本格的な税財源の移譲に向けた議論が後退するようにならないこと（大原則 [H22. 4. 6]）
- ・一括交付金化の具体的な制度設計に当たっては、地方の意見を十分聴取するとともに「国と地方の協議の場」において協議すること（大原則 [H22. 4. 6]）
- ・空飛ぶ補助金等のうち、各地域の振興に関するものなど都道府県が主体的に政策的な裁量を発揮できる補助金等についてはこれを廃止し、一括交付金の対象とすること（知事会の考え方 [H22. 6. 4]）



【今年度の結果】

- ・税財源移譲と一括交付金との関係が不明確
- ・空飛ぶ補助金の取扱いが不明確

② 市町村分の一括交付金化について

- (1) 市町村を対象とした交付金と都道府県を対象とした交付金を明確に区分して制度設計すること
- ・ 事業計画の作成その他の事務を明確に区分すること
 - ・ 協調補助の義務付けを行うような補助金を一括交付金に含めないこと
- (2) 事務手続きが現行より都道府県・市町村ともに複雑化・負担増とならないようにすること

【知事会のこれまでの主張】

- ・ 市町村を対象とした交付金と都道府県を対象とした交付金を明確に区分して制度設計すること
- ・ 事務手続きが現行より都道府県・市町村ともに複雑化・負担増とならないようにすること
- ・ 市町村の継続事業、団体間・年度間の事業の変動等へ配慮すること (H24制度設計に関する意見 [H23. 6. 23])



【今年度の結果】

- ・ 政令市に導入。

③ 経常補助金の一括交付金化について

地方の自由裁量の拡大に寄与しない経常補助金については、地域自主戦略交付金等に含めないこと

【知事会のこれまでの主張】

- ・ 地方の自由裁量拡大に寄与しない補助金等は、一括交付金化の対象としないこと (大原則 [H22. 4. 6])